

東洋水産健康保険組合
理事長 椿 博成



規程の一部変更について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第126回組合会にて、可決しましたので、以下の通り公示します。

変更趣旨

月会員と都度会員の補助格差を是正するため、補助額の上限を設けるとともに、加入者、健保両者の効率化を図るため、紙申請から電子媒体申請に変更することとした。同時に、コナミスポーツの法人契約が終了したので関連する条文を削除する

施行日:令和7年4月1日

新 旧 対 照 表

スポーツアスレチック利用補助金支給規程	
新	旧
(補助金) 第3条 補助額は、利用料1回につき800円から1,999円で500円、2,000円以上で1,000円の補助額とする。<u>また、補助額の上限を月額1,000円、年間12,000円とする。</u> (請求手続き) 第4条 補助金の請求は、組合所定の補助金請求書に領収書を添付し、組合に請求するものとする。尚、月会費は1回として取扱います。 2.東洋水産株式会社が法人会員として入会するコナミスポーツクラブの都度会員での利用の場合は、補助済の利用料につき、補助金請求は不要とする。 3.補助金の請求は、有効期間を1ヶ月とする。 <u>この補助金の支給を受けようとするときは、被保険者が、下記の電子媒体を使って必要事項入力後、添付書類を当組合に電子申請にて提出するものとする。</u> <u>原則、電子申請を受領するが、やむを得ない事由の場合は、その限りではない。</u> (1) 電子媒体: 組合が定める電子媒体 (2) 添付書類: 領収書 (電子化)	(補助金) 第3条 補助額は、利用料1回につき800円から1,999円 で500円、2,000円以上で1,000円の補助額とする。 (請求手続) 第4条 補助金の請求は、<u>組合所定の補助金請求書に領収書を添付し、組合に請求するものとする。</u> 尚、月会費は1回として取扱います。 2.東洋水産株式会社が法人会員として入会するコナミスポーツクラブの都度会員での利用の場合は、<u>補助済の利用料につき、補助金請求は不要とする。</u> 3.補助金の請求は、<u>有効期間を1ヶ月とする。</u>